

全 員 協 議 会 記 録

令和5年4月24日(月)
11時15分～11時51分
(臨時会議終了後)
議 場

〔出席議員〕

笹田議長、川神副議長

肥後議員、村木議員、大谷議員、三浦議員、沖田議員、村武議員、川上議員、
柳楽議員、串崎議員、小川議員、上野議員、布施議員、岡本議員、芦谷議員、
永見議員、佐々木議員、田畑議員、西田議員、牛尾議員

〔執行部〕

市長、副市長、教育長、健康福祉部長

〔事務局〕 局長、次長、大下書記

議 題

1 執行部報告事項

- (1) 病児・病後児保育事業に係る損害賠償請求住民訴訟事件の第一審（健康福祉部）
判決について
- (2) その他

2 その他

- (1) 自由討議について
- (2) その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[11 時 15 分 開議]

○議長

ただいまから令和5年4月24日の全員協議会を始める。本日は永見議員から欠席の連絡を受けている。では議題に入る。

1 執行部報告事項

(1) 病児・病後児保育事業に係る損害賠償請求住民訴訟事件の第一審判決について

○健康福祉部長

(以下、資料を基に説明)

○議長

ただいまの報告について質疑等はないか。

○川上議員

この文書は原文どおりではない。まだ届いていないということだが、内容はどのような形をつかんで、どのような形で作られたのか。

○健康福祉部長

説明が漏れていた。判決理由はもう来ている。届いてないのは、高等裁判所に控訴されたという書類である。

○川上議員

そうだと思っていた。なぜそういう答えが無いかを心配しただけである。平成28年12月9日以前は、浜田市の要綱には書いてないから問題ないという内容だった。ただし平成28年12月10日以降は、浜田市が要綱を変えたので、これに沿ってないことについてはこのように請求せよということだと思うがそれでよろしいか。

○健康福祉部長

裁判所の判決はそういう回答になっている。

○川上議員

平成28年12月10日になって初めて、浜田市は国の要綱に沿った市の要綱をつくった。それでよろしいか。

○健康福祉部長

議員の言われるとおりのことである。

○川上議員

ということは、12月9日までは浜田市は国の要綱に沿った要綱をつくっていなかったということでしょうか。

○健康福祉部長

当初の、平成23年以降の要綱をそのまま使っていた。

○川上議員

ということは、平成28年12月9日までは浜田市は国の要綱に沿った要綱をつくって

なかったということは、浜田市は本来のことをしていなかったと受け取ってよいか。

○健康福祉部長

要綱を直してなかったことは事実である。

○川上議員

ということは、国の要綱が変わった時点で、浜田市は要綱を直し、新しい要綱に沿ってこの施設に指導すべきだったが、12月9日までは指導しなかったということだよいか。

○健康福祉部長

要綱の確認はできてなかったが、その都度、毎年度、事業の運営については県を含めて協議している。

○川上議員

これを見る限り、12月9日以前については、「浜田市の要綱では」と書いてある。ということは、浜田市の要綱は新しいものになっていないので、浜田市の要綱では問題がないと。しかし実情は国の要綱では本来は違反だったと取れるが、そういう内容だと受け取ってよいか。

○健康福祉部長

そこについては、判決は出ていない。

○川上議員

そうすると、12月9日以前については今回の判決では出ていないが、可能性はあると受け取ってもよいか。

○副市長

裁判については、その辺はこちらでは断定できない。ただこの事案については以前、先ほど健康福祉部長も申し上げたが、既に福祉環境委員会、全員協議会で報告するように国ともやり取りし、現場がちゃんと回っていることが優先であって、浜田市の要綱の改正は確かにできてなかったが、現場の対応がちゃんとできているということで、国は浜田市の判断に任せるということでやっているので問題はなかった。ただ、裁判については私どもは関知してない。

○川上議員

確かに裁判においてはそうだと思うが、これを見る限りにおいては平成28年12月10日以降については、浜田市が指導していれば21万円幾らの請求をしなさいということにならないと思う。ということは、浜田市は要綱を守ってなかったということになるのではないかと思うのだが。自分がつくった要綱に対して指導しなかったから、裁判所は21万6千円を請求せよと言っているように受け取れるのだが。

○健康福祉部長

平成28年12月10日以降、9日に改正されたので、9日以降のところに判決が出たことになる。判決で指摘された看護師の状況については、これも判決なので浜田市が言える立場ではない。

○川上議員

先ほどから裁判だから答えられないと言われる。であるならば損害の有無の部分を見てほしい。12月10日以降の部分で損害を請求しなさいということだと思う。浜田市がその施設に対して請求するということは、ずっとその間指導をしなかったとしか受け取れないのだが、浜田市は指導していたのか。

○健康福祉部長

繰り返しになるが、浜田市としては報告したように適切に実施していたことから、国への補助金返還は不要と判断していた。してなかったとは判断していないと思っている。

○川上議員

私は返還という言葉は一言も言ってない。言っていないのに、なぜ返還という言葉が出たのか。

○健康福祉部長

当初、委員会でそのような回答をしたということをおっしゃっていただいた。

○川上議員

それはわかるが、先ほど部長が返還という言葉を出されたので、私は返還ということを一言も含めていない。返還しなければならないのではないか、返還するべきではないかとは言っていない。でありながら言葉の中に返還という言葉が出たので、なぜそういう言葉が出たのか教えてくださいと言っている。

○健康福祉部長

令和2年11月にそういう回答をさせていただいた。この事例が発生して以降の福祉環境委員会等では、いろいろな報告をしてきたので、それを修正する形で11月にこういう発表をしている。それまでは返還という言葉も少し出ていたので、今回このような回答をした。

○川上議員

いずれにせよ要綱に沿った、沿わないという問題はこれから先、原告が控訴されたようなのでその分出てくるだろう。その控訴内容はまだ聞いていないか。

○健康福祉部長

控訴されたことは裁判所に確認しているが、控訴内容はまだ手元にきていない。

○川上議員

これに書いてあるが、附帯控訴という形になっている。続くかもしれない。ということは不利になる控訴があれば附帯する。そうでなければこのまま21万円幾らを請求して終わりになるというふうに判断してよいのか。

○健康福祉部長

控訴されているので、このまま終わりではないと考える。

○川上議員

控訴されなかった場合は21万円幾らの請求をして終わりになったのか。

○健康福祉部長

仮定の質問については私からお答えするのは難しい。

○川上議員

なぜこのようなことを聞くかということ、21万円幾らを浜田市がその方に請求するということは、要綱が違っていた事実を認めたということになると思う。要綱が違ってなくて指導もしっかりしていたなら21万円幾らを請求する必要もないと考える。今後、これの争点が問題になってくると思うが、どこまでも控訴していかれるつもりがあるのかどうかは、わからないということによろしいか。

○副市長

現段階においては、原告が控訴されたという情報が入っているということだが、その内容等も把握してないので、現段階で浜田市がどういう対応を取るかはお答えできない状況である。

○川上議員

ここまでは理解した。控訴内容を確認し、附帯控訴をしていくということだと思う。附帯控訴をするのであれば、また後程議会に報告してほしい。どういう内容でどういう附帯控訴をするのか、ぜひ教えていただければと思う。それを知らなければ議会としては、どのような形でお金が使われたか明確にならないので、よろしく願います。それは必ずお答えできるか。

○健康福祉部長

附帯控訴等した場合は、また報告させていただく。

○川上議員

今、した場合というお答えがあった。附帯控訴をしなかった場合は確定するがよろしいか。

○健康福祉部長

控訴内容についてもまだこちらに来てないので、それがどういう内容かを確認して附帯控訴するということなので、附帯控訴しなくても控訴されているので裁判は続くので、続けて報告する。

○議長

ほかに。

(「なし」という声あり)

(2) その他

○議長

執行部からほかにあるか。

(「なし」という声あり)

議員から何かあるか。

○川上議員

1点だけ。実は私、先日から住民の方からいろんなことを言われている。同時に、私の家にもはがきが参っている。それから、同じ内容で、元議員の方からも、今の議会は何をしているのだということ言われている。これは何かということ、飲酒運転の

事件である。

以前からの回答では、あったともなかったとも言えないという回答をいただいているが、このことに関して、実は私は当時の議長、副議長から、その事案があったということを聞いている。どこまでかという、あくまでも交通違反があったというこの報告を受けたということを聞いているが、このことに関して、執行部から当時の議長、副議長に報告されたか。

○副市長

ちょっと今過去のことは覚えていないが、私どもについては常に職員の懲戒処分等が必要な場合は、関係の基準や指針に基づいて適正に対応しているので、そういう判断でいる。

(傍聴者から声あり)

○議長

傍聴者の方、発言お控えください。

○川上議員

私が聞いているのは、交通に関する事で職員が警察に止められたと、挙げられてしまったという報告を当時の議長、副議長に執行部はされたのかどうかということを知りたいのだが、それについての答えはいただけないか。

○副市長

常にいろいろなことがあるときは正副議長には報告して協議をしているので、その案件について、今、私が報告したとかいうことは記憶にないのでそういう答えである。

○川上議員

非常に難しいのだが、当時の議長、副議長にこの場で聞いてのよいのか。議長、いかがか。

○議長

暫時休憩する。

[11時 34分 休憩]

[11時 44分 再開]

○議長

会議を再開する。先ほど川上議員から、当時の議長、当時の副議長から先ほど砂川副市長の答弁について発言を求められたが、今はあくまでも執行部に対しての報告事項の中でのやり取りにしている。この件について引き続き、当時の議長、当時の副議長に聞いてもよいかということをご相談と思う。それでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

それでは、引き続き、川上議員が言われたことに対して、この全員協議会で引き続き協議することに賛成の方の挙手を求める。

(賛成者1名挙手)

もう一つ、副市長についてだが、先ほど、当時のことについて記憶にないと答弁されたが、できれば思い出してというよりも、資料を掘り起こして、また答弁していただけだと思うが、川上議員、それでよろしいか。

○川上議員

執行部の長たる者が、記憶にないということはありませんので、記憶がないのであれば記憶を掘り起こすのではなくて、ちゃんと資料を見て、私は説明をしたかしないかだけを聞いている。それ以外のことは一切聞いていない。説明したかしなかったかということを確認にお答えいただきたい。

○副市長

記憶にないというのは、今ここでいろんな資料を持ち合わせていないので、記録も持っていないので記憶にないということである。今あったように当時のいろんな資料をまた掘り起こしてみて、何かわかれば報告する。

○議長

そのほかにあるか。

(「なし」という声あり)

以上で議題1を終わる。執行部はここで退席して構わない。

(執行部退席)

2 その他

(1) 自由討議について

○議長

議員間で自由討議を行う案件があるか。

(「なし」という声あり)

今回は自由討議なしとする。

(2) その他

○議長

私から1点。地域井戸端会について。3月17日の全員協議会の説明資料を見てほしい。

(以下、資料を基に説明)

最後に議員から何かあるか。

○牛尾議員

議長にお願いがある。このところ例えば、魚市場完成式や幼稚園閉園式・開園式等々、所管委員会の委員に案内が行っていると聞く。一方、産業建設委員会の所管である、ふるさと体験村については地元議員に案内があるそうだが、所管委員会には何もない。かつて大きな問題については最低でも所管委員会には案内があった。執行部側も、重要案件は委員会に振るという慣例がなし崩しになっている。おかしいのでは。議決権は議会にあるのだから、過去の例を取りながら交通整理を進めていただくよ

う議長にお願いします。

○議長

牛尾議員の意見は執行部にも伝える。ほかにないか。

(「なし」という声あり)

以上で全員協議会を終わる。

[11時 51 分 閉議]

浜田市議会全員協議会規程第6条の規定により、ここに全員協議会記録を作成する。

浜田市議会議長 笹 田 卓